

前橋市立宮城小学校いじめ防止基本方針

令和7（2025）年度

1 学校いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

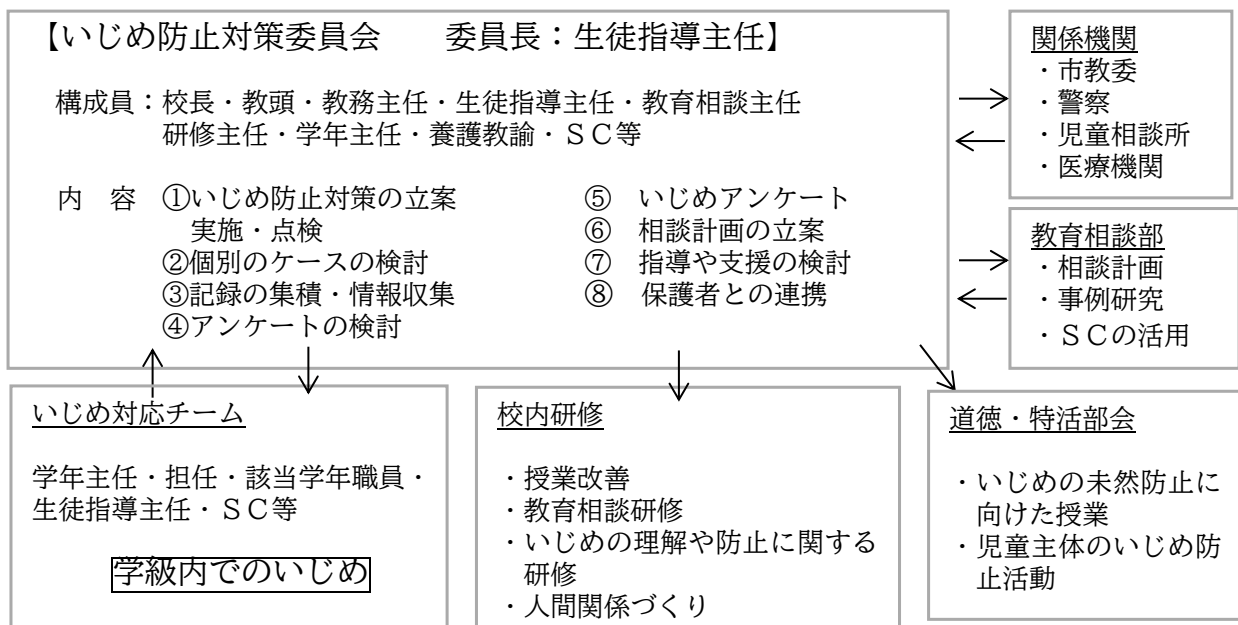
（1）基本的な考え方

- ① 「**み**んなで、**や**る気で、**ぎ**ろんして、楽しい学校を創ろう」という宮城っ子の合い言葉のもと、教職員と児童が一丸となって、いじめの未然防止に努める。
- ② 人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するなかで、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人に育つように働きかける。
- ③ すべての教育活動を通して、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」行為であることを理解できるようにする。
- ④ 学校は、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかける。
- ⑤ いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対処を組織的・意図的・計画的に取り組めるようにする。
- ⑥ 学校は、いじめ防止は児童の命を守る重要な課題であるという認識をもち、保護者・地域へ認識を広め、三者が相互に協力しながら取り組めるようにする。

（2）めざす児童像

自分も友達も大切にし、学び合い互いに高め合える あったかな心の宮城っ子

2 組織及び校内体制について



※会議の開催：生徒指導委員会の後半に開催 学期1回

3 いじめ防止の具体的な取組

(1) 自校の課題

めざす学校の姿 「みんなが楽しい学校」

一人一人が尊重され、安心して楽しくすごせる温かな学校
「今日の学校は楽しかった。明日も学校に行きたい。」と一人一人が思える学校

↓
自尊感情・自己有用感の育成、学び合い高め合える関係の構築 → 「いじめの未然防止」

(2) 取組の方針

- ① 人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、「みんなで、やる気で、ぎろんして、楽しい学校を創ろう」という宮城っ子の合い言葉のもと、対話を重視して学び合い高め合える関係の構築に努める。
- ② いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ④ いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑤ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

(3) 未然防止のための取組➡すべての児童に対して

未然防止に向けて、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の自己指導能力の獲得をめざす視点に立った生徒指導を推進する。

- ① 学級経営の充実
 - * 自他の個性を尊重し、互いに認め合い、励まし合い、支え合える学級集団づくり。
 - * 児童自身が「一人の人間として大切にされている」と実感できる場面の設定。
 - * 安心して授業や学校生活が送れるような雰囲気づくりと規範意識の向上。
- ② 教育活動の充実
 - * 分かる・できる授業の実践に努め、児童自らが課題の設定や学び方などを選択したり決定したりする場の工夫。
 - * 道徳の授業を通して、自己肯定感・思いやりの心を育てる。
 - * 人権教育集中学習を核に、児童によるなかよし宣言・なかよし集会の実施により、人権尊重の精神を育てる。
 - * 特別活動を通して、望ましい集団づくりや規範意識・コミュニケーション能力を育てる。
 - * 縦割り班清掃活動や休み時間の外遊びなどの異学年交流を通して、協力したり協調したりすることを学び、人とよりよくかわる力を身に付けさせる。
- ③ 児童会活動によるいじめ防止活動の充実
 - * 児童会による「あいさつ運動」「なかよし宣言」「なかよし集会」を通して、児童がいじめ問題を自分のこととして考えられるようにする。
- ④ 教育相談の充実
 - * 「ハートベアの日」アンケートやスクールカウンセラー等の活用を通して、学校生活での悩みの解消、児童一人一人の理解を図る。
- ⑤ インターネット等を通じて行われるいじめ防止
 - * アンケートによる実態調査と情報モラル教育（ネットいじめ防止教育）を行う。
- ⑥ 教職員連携・研修の充実

- * SOSの出し方・受け止め方に関する教育のための研修を実施する。
- * 日常的な職員間連携・生徒指導主任への報告連絡相談を徹底する。
- * いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦ 地域や関係機関との連携協力体制の整備
 - * いじめ防止基本方針・いじめ相談体制・相談窓口の周知徹底を行う。
 - * 中学校・幼稚園等との定期的な情報交換・交流学习を行い、連携を深める。

(4) 早期発見のための取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生したり、遊びやふざけあいを装って発生したりすることがあることを教職員が意識し、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- ① 児童の声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、個別面談等）
- ② 児童の行動を注視する。けんかやふざけあいについても、よく話を聞き、児童が感じる被害性に着目していじめを積極的に認知する。
- ③ 生徒指導委員会を中心とした組織的な対応（抱え込みの防止）
- ④ 保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- ⑤ 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

(5) 解消に向けた即時対応の取組

いじめの早期解消に向け、いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解決を目指す。

- ① いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、委員会を招集し組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめを受けた児童の安心と安全の確保及び不登校や仕返し被害等の防止。
- ⑤ いじめを行った児童の背景に目を向けた成長支援及び傍観者への支援。
- ⑥ 法を犯す行為に対しては、早期に市教委と警察に相談して協力を求める。
- ⑦ いじめが解消した後も、経過観察を3ヶ月以上行い、児童への精神的ケアと保護者へ継続的な連絡を行う。

(6) 重大事態への対応

児童の自殺、身体・精神・金品に重大な被害があった場合や、いじめにより児童が欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童・保護者から申し立てがあった場合

- ① 重大事態に対処し、教育委員会と連携して、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査を行った結果について、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、教育委員会と連携して、必要な情報を適切に提供する。
- ③ 教育委員会の指導・助言を受けながら、必要な措置を講ずる。

(7) 評価について

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見・早期解消、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価をする。